令和８年（フ）第１３６号
広島県呉市宮原７丁目11番27号
債務者　尾田　真司
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
広島地方裁判所呉支部

令和８年（フ）第１１２号
愛媛県新居浜市喜光地町二丁目６番31号
債務者　和泉　泰美
1　決定年月日時　令和８年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
松山地方裁判所西条支部

令和８年（フ）第４９１号
大分市敷戸北町16番２―610号
債務者　岡村タマヱ（旧姓南）
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第５０３号
大分市大字森717番地の12　チェリーコートⅡ207
債務者　宮川　優衣
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第５３３号
大分県別府市亀川浜田町５番14号
債務者　田吹　賢二
1　決定年月日時　令和８年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第５５２号
大分市住吉町２丁目４番17号　第２モリシゲビル502
債務者　松岡智直美
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第５５６号
大分市大字城原139番地　エスポアールゆき210
債務者　柴尾　　修
1　決定年月日時　令和８年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第２０５号
宮崎県延岡市惣領町３番３号
債務者　渡部　恵美
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

令和８年（フ）第４０４号
沖縄県那覇市古波蔵２丁目32番29―305号　てるやマンション
債務者　比嘉　直人
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第４１７号
沖縄県那覇市首里桃原町１丁目27番地３　パークヒル首里桃原205
債務者　又吉　秀一
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第３２５号
沖縄県沖縄市中央１丁目７番16号　ＮａＮａサポート405
債務者　宮城　成夢
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第６６号
沖縄県名護市大東二丁目９番７―303号　大兼久アパート
債務者　宮﨑　里美（旧姓長谷川）
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
那覇地方裁判所名護支部

令和８年（フ）第１５８１号
東京都立川市高松町１丁目８番15号ヴィラそれいゆ202号
債務者　柴田　真菜
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１７５１号
東京都府中市新町３丁目１番地府中新町三丁目アパート４号棟104
債務者　深田　洵二
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１７５２号
東京都府中市新町三丁目１番地府中新町３丁目アパート４号棟104
債務者　深田　和子
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１５２号
愛知県岡崎市若松東１丁目１番地９　メゾンエスポア　201
債務者　髙田　晃宏
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第５６２号
愛知県みよし市三好町西中島26番地　県営中島住宅８棟501号
債務者　加古　幸枝
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係